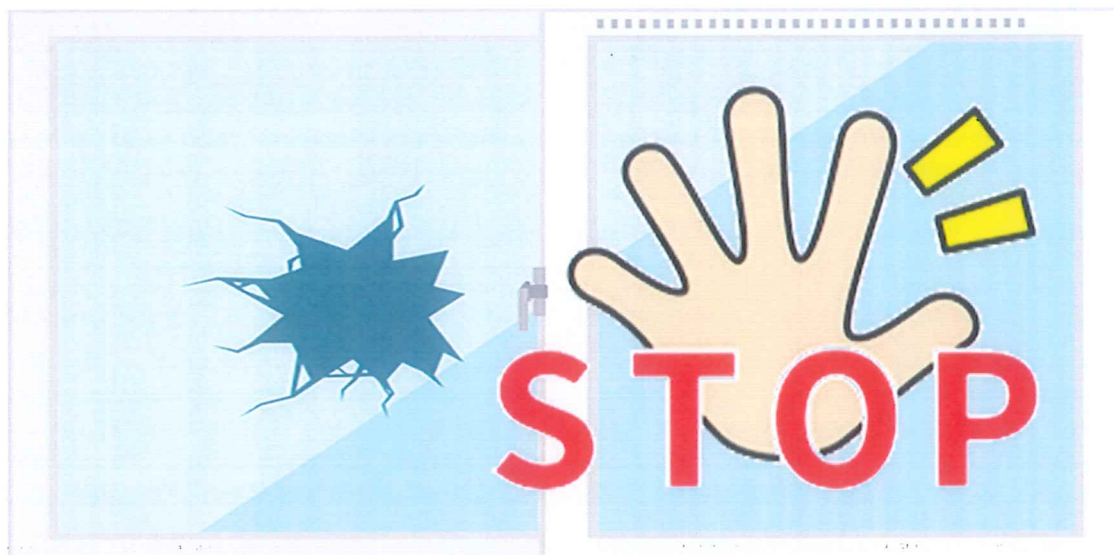


7月は「安全・適正・就業強化月間」です



損害賠償責任保険事故が多く令和5年度は損害賠償事故が全国で 3,711 件発生し、支払い保険金は約5億円を突破し、保険財政が破綻寸前の状況のため事故件数の増加に伴い、免責額が新たに増額されます。(物損事故)

就業時は周囲の確認を徹底し、無理せず安全な作業を心がけてください。

免責額算定期間(事故回数にて決定) 令和5年10月1日～令和6年9月30日			
シルバー保険の契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日			
事故回数	事故日	事故内容	免責額
(R5 年度) 物損事故 1回目	R5.10.10	団地敷地内の草刈中に敷地内の駐車場に駐車していた住民の車に小石が飛びリアガラスを破損させた。 (修繕費:200,050 円)	1万円
(R5 年度) 物損事故 2回目	R5.10.26	剪定道具を運ぶ際に取り外した木製の引き戸の一部を破損させた。併せて剪定中の枝木が落下し、瓦に当たり瓦の一部を破損させた。 (修繕費:16,000 円)	1万円
(R6 年度) 物損事故 3回目	R6.5.21	伐採作業中、切った枝(大)がフェンスに当たりフェンスと支柱を破損させた。	3万円
(R6 年度) 物損事故 4回目以降	令和7年3月31日までの物損事故		3万円
免責算定期間中に5回以上の物損事故を起こした場合は 令和7年4月1日からの免責金額は 5万円 になります。			5万円

物損事故とは物だけが被害を受けた事故のこと

免責額とは、事故によって損害を受け修理する際に、自己負担するという意味です。
(免責額増額は安全だより、剪定班長会議、草刈班長会議にて報告済)